

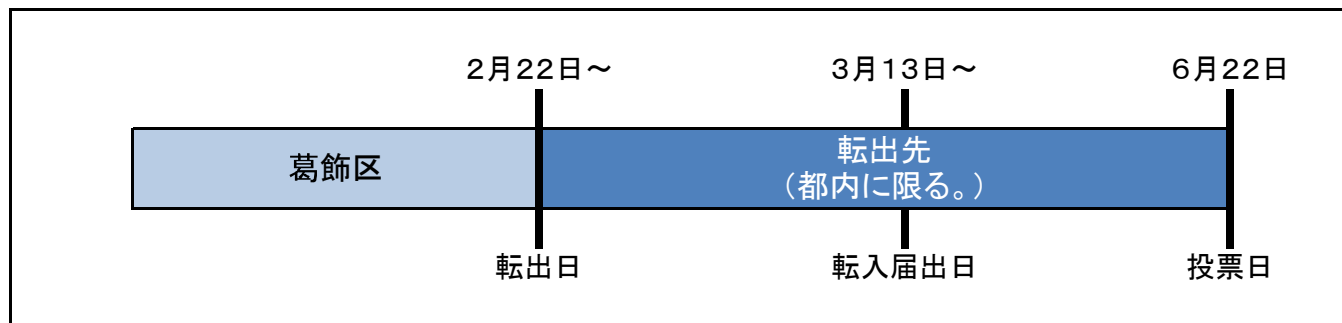
葛飾区から《転出》された方へ

6月22日(日)に東京都議会議員選挙が執行されます。

今回の選挙で投票(又は、不在者投票の請求)ができる方は、都内の区市町村の選挙人名簿に登録され、投票する日まで引き続き都内に住んでいる方です。ただし、転入届出日や住所の異動状況により投票できる方、投票できない方、投票できる期間、投票場所などが変わってきますのでご注意ください。

● 投票日当日(期日前投票含む。)に葛飾区で投票できる方

令和7年2月22日以降に葛飾区を転出し、3月13日以降に転出先(都内に限る。)へ転入届出をした方



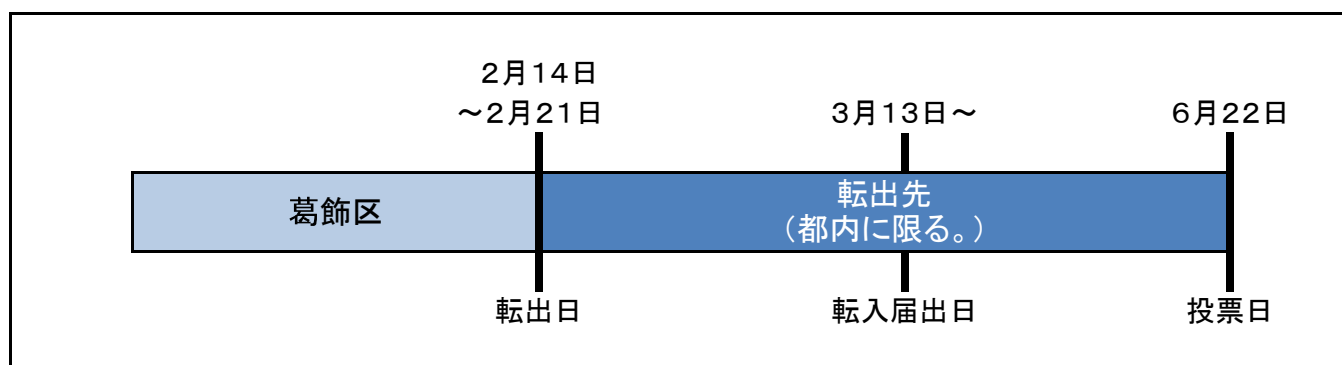
令和7年2月22日以降に葛飾区を転出し、3月13日以降に新住所地(都内に限る)へ転入届出をされ、投票する日まで引き続き都内にお住まいの方は、葛飾区で投票(又は、不在者投票の請求)をすることができます(葛飾区の選挙人名簿に登録されている場合に限る)。

投票をする際に、転出先(都内に限る)の「住民票の写し(選挙用)」があるとスムーズに投票できます。「住民票の写し(選挙用)」などは転出先住民票交付窓口で無料発行しています。

※ 投票に来られる際は、必ず葛飾区選挙管理委員会へ選挙人名簿に登録されていることを確認してください。

● 期日前投票のみ葛飾区で投票できる方

令和7年2月14日から2月21日の間に葛飾区を転出し、3月13日以降に転出先(都内に限る。)へ転入届出をした方



令和7年2月14日から2月21日までに葛飾区を転出し、3月13日以降に転出先(都内に限る)へ転入届出をされ、投票する日まで引き続き都内にお住まいの方は、期日前投票のみ葛飾区で投票をすることができます(葛飾区の選挙人名簿に登録されている場合に限る)。

投票する際に、転出先(都内に限る)の「住民票の写し(選挙用)」があるとスムーズに投票できます。「住民票の写し(選挙用)」などは転出先住民票交付窓口で無料発行しています。

※ 転出日によって投票できる期間が変わりますので、投票に来られる際は、必ず葛飾区選挙管理委員会へ選挙人名簿に登録されていること及び投票可能期間を確認してください。